

保護者 様

令和3年11月12日

和歌山市立明和中学校
校長 古 谷 友 宏

防寒具の着用について

向寒の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動に多大なるご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、防寒具の着用について、下記の通り実施いたしますので、ご理解の上、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

記

《防寒具着用について》

1. ウィンドブレーカー等のフード付きでないものを次の条件で着用する。
 - ・色は黒・紺・白・グレー・茶・ベージュを基調とした派手でないもの。
 - ・模様はライン、ワンポイントまでを目安とする。
 - ・裾は伸ばした手の手首ぐらいまでの長さのもの（ロングコートは禁止）。
 - ・ニット類（カーディガン禁止）、革製、高価なものや脱いだ時にかさばるものは避ける。
2. 手袋・マフラー・ネックウォーマー
 - ・種類については特に制限はありません。
3. 女子のストッキング等
 - ・色はベージュもしくは黒色で、柄や切り返し等の装飾の入っていない無地のもののみ可とする。
 - ・黒色のストッキング等を着用する場合は、地肌が透けて見えない厚さのものを着用する。（繊維の太さ80デニール以上を目安とする。）

《留意いただきたいこと》

1. 次の点についてはご家庭でも十分ご注意ください。
 - ・着用は11月15日（月）から3月31日（木）まで認める。
 - ・ウィンドブレーカーや手袋等は登下校時のみの着用とし、校舎内では着用しない。校舎内ではかばんに入れたり、椅子に掛けたりして、学習の妨げにならないようにする。
 - ・脱いだ後のウィンドブレーカー等は、授業中にひざ掛けとして利用してもよい。
 - ・マフラーは長すぎると自転車に巻きついて、大きな事故につながる可能性があるので十分注意する。
 - ・防寒具の着用について、体育の授業時や球技大会等の体育的行事の際は、別途指示をするので、それに従うこと。
2. 防寒着の着用を勧めるものではありません。極端に寒い時や体調が悪い時などに、上記規定に基づいて使用してください。
3. 明和中学校では「地域の方々から信頼される学校であること」を大きな目標にしています。生徒の服装や頭髮についてもその要素の一部と考えています。今一度お子さんの登校時の服装に目を向けていただき家庭でも適切なご指導をいただきますようお願いいたします。